

2-1-3 太陽光発電事業は、個人・法人のいずれかで行うべきか

Q 太陽光発電事業は、個人・法人のいずれかで行うべきでしょうか？

A 事業を行う方の事情によって異なります。

(I)

1. 原則的には、個人での事業がお勧め

個人事業においては、所得税の確定申告を要しますが、多くの個人事業主が行っているように、税理士に頼らず自身で確定申告をし、経営することも無理ではありません。ただ、消費税の還付を受け、消費税の申告を要するのであれば、その要する期間は、税理士に申告を依頼した方が良いかもしれません。

一方、法人事業においては、赤字でも支払う、法人住民税均等割（最低 70,000 円）という税金が生じます。また、法人税申告等の法人の税務は、難易度が高く、通常は税理士に依頼すべきこととなります。報酬は、税理士によって異なりますが、年 30 万円前後の報酬額になるのではないのでしょうか。

個人の税理士報酬が年 15 万円とすると、プラス 22 万円くらいの追加の年間の維持管理費が生ずることとなります。したがって、例えば、低圧 1 基のみの購入の場合であるとか、この追加の維持管理費に見合う節税メリット等がない限り、個人で事業を行うことが望ましいと考えます。以下、個人事業と法人事業における課税の仕組み、節税策を解説します。

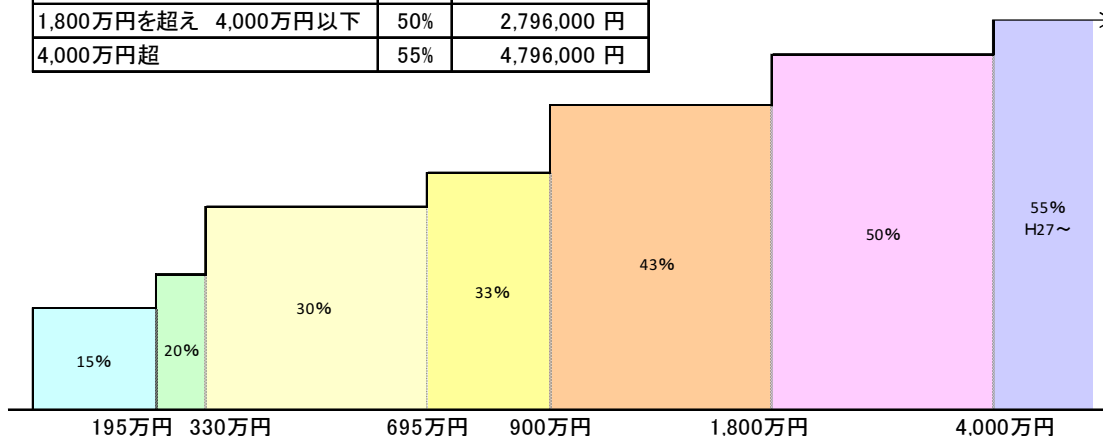
2. 個人事業の特徴

個人事業における事業所得（儲け）に対しては、所得税が課税されます。以下に、税率表を示しますが、日本における住民税込みの最高税率は、 $45\% \times 1.021$ （復興税） $+10\%$ 住民税＝約 56%です。事業所得は、給与所得や不動産所得等の他の所得と合算され、総合課税されるため、他の所得が大きい高額所得者の場合、高い税率での課税が待ち構えています。例えば、100 万円の所得を稼得しても、最高税率が課された場合には、手残りは、44 万円となります。このような課税を受ける場合、個人での事業は、極力避けたほうが良いでしょう。

図表 日本の所得税率（地方税込み）

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	15%	0円
195万円を超え 330万円以下	20%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	30%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	33%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	43%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	50%	2,796,000円
4,000万円超	55%	4,796,000円

税率には、地方住民税10%を含めている。



なお、青色申告をして、所定の申告をすると65万円の青色申告特別控除が認められており、低圧1基くらいであれば、この控除によって、事業所得が生じないこともあり得ます。

また、青色事業専従者給与といって、奥様等に給与を支払える制度があります。事前に届出をして、労力に見合う給与を支払う場合、支払額を必要経費に算入できる制度です。ただし、「専従者」という言葉は、ご主人の個人事業に専ら従事する者という意であるため、奥様にパート先等があれば、ご主人の事業における専従者給与の必要経費算入は認められません。

これらの制度を活用して、個人で太陽光事業を行うのも、1つの方法となりますが、個人事業は、所有と経営が分離していない事業形態ですので、「事業のすべてを妻に委ねている」として、多額の給与を支払うことが難しいです。税務調査があれば、奥様にどのようなスキルがあり、どのような作業を、週何時間行っているのか等、追及されることとなります。法人を活用すれば、奥様のみが役員となり、すべての経営、作業を奥様が行い、奥様のみが報酬・給与を得ることも可能です。もちろん、委任している経営、労力に見合う報酬ということとなりますが、個人事業からの給与に比べて大きな金額を支払いやすいことになると考えられます。

3. 法人事業の特徴

法人事業に関しては、個人の高税率より法人の税率の方が低いからメリットになるように考える方がいらっしゃいます。当社団の感覚では、それは違うと考えます。100万円を稼

ぎ、30%の法人税等を納付すると、手残り（税引後利益）は70万円ですが、この70万円を個人のものとするために、役員報酬や配当として支払うと、概ねその70万円に対して再度所得税が課税されます。いわば、法人税は2重に課税される性格を有していることとなります。

そうであるならば、100万円の役員報酬や給与をしっかりと支払って、所得を0円以下にして、法人税は支払わないようにすべきであり、通常の中小企業は、このような方法をとっています。当社団もその方法をお勧めします。

また、ご夫婦で、会社を設立し、協力しながら太陽光発電事業を行う場合、役員構成にも気を付けなければなりません。そもそも、本業の会社等へ勤務している場合、会社を設立して役員となることが就業規則違反等となり、問題となることがあります。さらに、最近では、行政（年金事務所）による、会社を社会保険へ強制的に加入させる指導が徹底されてきており、会社代表、週30時間超勤務する役員や従業員に役員報酬や給与手当を支払うと、その加入が強制されるようになっていきます。一応、代表をご主人として、奥様を週30時間超勤務しない役員や従業員とし、多すぎない報酬を奥様にのみ支払う状態であると、対象者が0人であり、加入はしなくてよいようです。

このような留意点はありますが、ご主人が個人で太陽光事業を行うよりも、法人を設立して奥様に労力に見合う役員報酬を支払う方が、ご家族での納税額を節減できることはあり得ます。特に奥様に職業がある場合、いくらご主人個人の太陽光事業に従事しても、その支払う給与は必要経費に算入できないのであるから、法人設立が有利になることも多いでしょう。ただし、法人の維持管理コスト（22万円前後）を上回る節税メリットが生ずるためには、最低、低圧2～3基程度の所有が必要だと考えます。

4. まとめ・結論

「これから、太陽光発電設備を購入し、発電事業を開始したいのだが、個人・法人のいずれで行うべきでしょうか？」という質問とともに、「いくら以上の売上げがあると法人設立が有利になるのでしょうか？」という質問も多くいただきます。しかし、この件は、まったくその方の事情によるのであって、困る質問です。例えば、その方に適用されている税率が20～30%などとさほど高くなかったり、独身であったり、奥様にしっかりした給与所得があったりすると、法人を設立する節税メリットはさほどないこととなります。

疑問のある方は、この記事を参考に、法人設立にメリットがあるか、試算・検証をされると良いでしょう。なお、融資を受けやすい可能性がある、対外的信用力が高まる、他に事業を行う予定があるなど、法人設立には、税以外のメリットもある点にも留意して下さい。

太陽光発電事業を行う会社の設立にあたっては、太陽光発電事業に係る税務に詳しい事務所に依頼をすると安心でしょう。